

障害者活躍推進計画

機関名	桜川市・桜川市教育委員会
任命権者	桜川市長・桜川市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
桜川市における障害者雇用に関する課題	○障害者の多様な障害特性等を適切に踏まえ、職務・勤務条件を見直し、活躍の場を広げる。 ○障害のある職員が円滑に職場に馴染み、働きがいをもって日々を過ごし、能力を発揮しながら、生き生きと働くことのできる職場とする。
目標	
採用に関する目標	○実雇用率（各年6月1日時点） 各年度：当該年6月1日時点の法定雇用率以上 評価方法：毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
定着に関する目標	○職場環境を理由とする不本意な離職を極力生じさせない。 評価方法：任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として職員課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員）を整備するとともに、茨城労働局及び筑西公共職業安定所との連携体制を構築する。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定者を含む）について、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出・キャリア形成	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出を検討する。 ○適宜、障害者と職務の適切なマッチングができているかの点検を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○採用・配属時には、本人の障害特性や希望等を把握し、配慮すべき事項を決定し、本人へ伝える。措置を講じるにあたって、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	○各種休暇を活用し、個々に応じた働き方を促進する。
(4)キャリア形成	○経験・能力に応じた業務分担・職務選定を検討する。 ○本人の希望に応じて、研修等の受講を案内する。
(5)その他の人事管理	○適宜面談を実施し、状況を把握し体調への配慮をする。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）につ

	いて、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。